

## 倉吉市名義後援承認基準

### 1 趣旨

市の後援名義の使用を承認する基準については、以下に定めるところによる。

### 2 後援対象となる事業

地域の活性化、産業の振興、教育、文化、学術又はスポーツの振興等に寄与すると認められる公共性のある事業又はこれに準ずるものであって、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 市全域を対象とした規模のもの又はそれに準ずるもの。ただし、地区を範囲とするものであっても広く市民を対象とし、地域の活性化につながると認められるものは、この限りでない。
- (2) 営利を目的としないもの。ただし、報道機関その他公共性の強い団体が主催し又は後援する事業については、その都度検討するものとする。
- (3) 法令に違反しないもの。
- (4) 宗教活動又は政治活動に関りの無いもの。
- (5) 集団で暴力的不法行為又はこれに準ずる行為を行うおそれがある組織が主催する事業でないもの。
- (6) 主催者が、当該事業等を遂行することが確実と認められること。
- (7) 主催者が、過去に市の後援を得て事業を行った際に、不正の行為をしていないこと。

### 3 後援名義使用の条件

後援名義の使用を承認する条件は次のとおりとし、あらかじめ主催者に了承させること。

- (1) 市は、事業の実施に関し、主催者及び第三者に対して何らの責任も負わないこと。
- (2) 市は、後援したことを理由として、一切の金銭負担を行わないこと。
- (3) 市が、必要と認めた場合は、事業報告書及び収支決算書を提出すること。

### 4 附則

- (1) この基準は、平成19年4月16日から施行する。
- (2) この基準の施行により、名義後援承認基準は廃止する。
- (3) 教育委員会においては、「市」を「教育委員会」に置きかえて準用するものとする。

#### 附則

この基準は、令和3年1月8日から施行する。

#### 附則

この基準は、令和5年5月8日から施行する。